

佐野市監査委員告示第 13 号

定例監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 27 日

佐野市監査委員 高 橋 孝 之

佐野市監査委員 井 川 克 彦

第 1 対象部課

技術センター部（管理課、契約検査課）

第 2 監査期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から同年 11 月 27 日（木）まで

第 3 監査の結果

1 管理課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 契約検査課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。